

離島地域子ども通院費等助成制度に関するQ & A

No.	区分	確認内容	回答
1	申請	申請はいつからできるか。	令和6年9月2日（月）開始予定です。 申請は複数回分をまとめて申請することも可能です。 申請は原則、診療月の翌月から起算して6箇月以内に行ってください。
2	申請	対象となる通院はいつの分からか。	令和6年4月1日以降の通院分からが対象です。
3	対象者	子どもは薩摩川内市に住所がないと対象とならないか。	本市に住民票があり、実際に甑島区域に居住している子どもが対象となります。ただし、住民票を移すことができないやむを得ない理由（DV等の被害を受けており住所変更できない等）があると認められる場合は、この限りではありません。
4	対象者	付添者は市外住民でも対象となるか。	付添者については、市外住民であっても対象となります。ただし、助成対象となる交通費は甑島区域からの往復運賃のみです。
5	対象者	2親等以内の親族が仕事や疾病等の理由で医療機関への付き添いが困難な場合、3親等以上の親族や近所の方が付添者となった場合、助成の対象となるか。	対象となりません。 要綱上の「2親等以内の親族が不在」の場合とは、住所を有しない場合のみで、それ以外の適用できません。 このような場合は、子どものみが助成対象となります。
6	助成内容	子どもが複数いる場合の助成回数の上限は。	子ども1人につき6回が上限です。付添人は子どもの数×6回が上限となります。
7	助成額	自動車航送運賃は対象となるか。	対象となりません。 自動車航送運賃を利用した場合、自動車航送運賃に含まれる運転手1名分の運賃については、大人2等料金として算定します。
8	助成額	フェリーニューこしきの指定室料金は助成対象となるか。	対象となりません。大人2等料金として算定します。
9	添付書類	診断証明書は、島内の医療機関で発行してもらう必要があるか。島外の医療機関の証明でもよいか。	原則、島内の医療機関で発行してもらってください。 ただし、島内にない診療科（別紙参照）を受診する場合は、島外の医療機関において、診断証明書を発行していただいてもかまいません。
10	添付書類	診断証明書の「島外において治療を受ける必要がある」理由の「その他」について、島外の医療機関の方が「治療期間が短い」、「薬が良く効く」等の理由で島外の医療機関へ通院する場合は、対象となるか。	自己都合によるものと判断できるため、対象となりません。 その他の理由については、「治療に必要な医療機器がない」、「手術実施・術後の経過観察のため」、「療育施設がない」等の理由を想定しています。
11	添付書類	子ども・付添者それぞれの領収書が必要か。 金額が合算されたものでもよいか。	基本的には子ども、付添者それぞれの領収書をご準備ください。 ただし、金額が合算されたものであってもその内訳が確認出来れば1つの領収書でも受け付けることとします。
12	添付書類	9月からの申請受付開始で、4月1日からの通院分から対象となるということだが、交通費の領収書を紛失または廃棄してしまった場合、申請することはできないのか。	交通費の領収書を紛失・破棄してしまった場合は、領収書の再発行をお願いいたします。 期限が過ぎており、再発行が出来ない場合は、令和6年度に限り医療機関の領収書をもって交通費が発生したものとみなし、申請を受理いたします。医療機関の領収書もない場合は、別途ご相談ください。
13	申請者	ウミネコ留学等で保護者は市外住民で里親が子どもを監護している場合、申請者は誰になるか。	現に子どもを監護している里親が申請してください。 医療費についても、里親が受給者として子ども医療費資格者証を発行していますので、通院費についても同様の取扱いとします。どうしても保護者を申請者になりたい場合は、別途ご相談ください。

No.	区分	確認内容	回答
14	証明書	小児科など下顎にはあるが上顎にはない診療科の場合は、島外の医療機関に証明書を発行してもらってよいか。	そのような場合であっても、島内に診療科があれば島内の医療機関の証明書が必要となります。ただし、小児科については、島内に診療科は設置されていますが <u>専門医がいないため</u> 、診断証明書に「1 専門医が不在（小児科）」と記載されているものであれば島内または島外の医療機関どちらによる証明でも可とします。
15	対象者	歯の矯正は対象となるか。	歯の矯正については、疾病の治療としての矯正及び島内で治療ができない場合のみが対象です。歯並びを整えたり、見栄えを良くしたりするための審美目的である矯正は対象外です。 歯科医院等で歯の矯正における診断証明書を記入していただく際は、診断証明書の裏面「診断証明書を記入する際の注意事項」をご確認いただき、 <u>「3 その他（〇〇（疾病名等）の治療のための歯科矯正であり、島内の医療機関では治療が困難であるため）」と記入していただください。</u> この際の診断証明書は、島内または島外の医療機関どちらによる証明でも可とします。
16	対象者	眼鏡を作るために島外の眼科を受診する場合は対象となるか。	以下の条件をどちらも満たす場合は、島内または島外の医療機関どちらによる証明でも可とします。 ただし、島外の医療機関による証明の場合は、<u>「3 その他（緊急性があり、島内の医療機関では対応が難しいため）」と記載がある場合または同様の理由と判断できる内容が記載されている場合のみ有効とします。</u> ①治療目的（弱視・乱視等）のための眼鏡作成であること。 ②島内の眼科を受診することができないやむを得ない理由があること。 （診察日は上顎・下顎ともに月に1回） 例：治療のために早急に眼鏡の作成が必要だが、直近の診察日に仕事等の理由で受診することができないまたは直近の診察日が数週間後である。
17	対象者	児童福祉法に規定する児童発達支援施設、障害者総合支援法に規定する短期入所はに通う場合も対象となるか。	疾病の治療または療育支援を受けるためのものであれば対象となります。 療育支援で診断証明書が出ない場合は、代わりにどこで療育支援を受けているかが確認できる書類を添付してください。 （市が発行している福祉サービス受給者証の写し等）
18	対象者	就学時健診・学校の定期健診で病院を受診するよう案内があり、島外の医療機関を受診する場合は診断証明書はどうすればよいか。	受診する島外の医療機関が①小児科、耳鼻科等の甑島区域に専門医がいない・診療科がないところであれば、島外の医療機関で診断証明書を発送してもらってください。 ②甑島区域に診療科がある医療機関を受診する場合は、原則、島内の医療機関に診断証明書を発行してもらう必要がありますが、<u>健診結果のお知らせに「島外の医療機関の受診が必要」と記載がある場合は、申請時にそのお知らせの写しを添付することで、島外の医療機関による診断証明書でも可とします。</u>